

令和4年第2回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

令和4年第2回中空知広域水道企業団議会定例会

令和4年12月1日(木) 滝川市役所10階議会議場

午前 9時53分 開 会

午前10時38分 閉 会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告第1号 専決処分について(北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について)

日程第5 報告第2号 専決処分について(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

日程第6 報告第3号 令和3年度決算に係る資金不足比率について

日程第7 報告第4号 定期監査報告について

日程第8 報告第5号 例月現金出納検査報告について

日程第9 認定第1号 令和3年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算

○出席議員 12名

1番 堀 重 雄 君 2番 木 下 八重子 君 3番 寄 谷 猛 男 君

4番 柴 田 文 男 君 5番 水 口 典 一 君 6番 水 島 美喜子 君

8番 沢 田 広 志 君 9番 飯 澤 明 彦 君 10番 川 野 敏 夫 君

11番 山 川 裕 正 君 12番 森 岡 新 二 君 13番 大 矢 雅 史 君

○欠席議員 1名

7番 増 井 浩 一 君

○説明員 企業長 前 田 康 吉 君 副企業長 善 岡 雅 文 君
副企業長 柴 田 一 孔 君 副企業長 三 本 英 司 君
参 与 中 島 純 一 君 監査委員 宮 崎 英 彰 君
監査委員 中 野 浩 二 君 企業局長 阪 本 康 雅 君
監査事務局長 中 川 祐 介 君 営業課長 原 田 暢 裕 君
工務課長 吉 尾 一 彦 君 滝川営業所長 加 地 幸 治 君
砂川営業所長 岩 崎 賢 一 君 歌志内営業所長 山 田 元 君
奈井江営業所長 加 藤 一 之 君 営業課課長補佐 山 崎 仁 嗣 君
工務課課長補佐 亀 田 忠 洋 君 工務課課長補佐 金 瀧 靖 次 君
工務課係長 早 坂 彰 彦 君 工務課係長 佐 藤 純 平 君
営業課主査 池 田 茂 喜 君 営業課主任主事 中 易 千 春 君
営業課主任主事 松 本 憲 英 君

○会議事務従事者 議会事務局長 中 山 智 宏 君
事務局書記 伊 藤 雄 樹 君

◎開会・会議宣言		開会時間午前9時53分
○議	長	おはようございます。ただいまより、令和4年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は12名であります。 欠席の申出は、7番 増井浩一議員であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うことといたします。
○議	長	日程第1 「会議録署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において3番寄谷議員、11番山川議員を指名いたします。
○議	長	日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思えます。 これにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定いたしました。
○議	長	ここで4月1日付けの人事異動に伴う企業団職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。 (人事異動に伴う企業団職員の紹介)
○議	長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
○議	長	日程第3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。 (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	おはようございます。本日、令和4年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。 議員の皆様には大雪の中ご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思えますが、1点につきまして口頭でご報告させていただきます。 水道水の供給状況でございます。令和4年2月分から10月分までの有収水量につきましては、428万2,735立方メートルとなり、令和3年における同期間

		<p>の有収水量と比較いたしますと96.36パーセントとなっております。</p> <p>口頭での報告につきましては、以上でございますが、本議会における報告等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申しあげまして行政報告といたします。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これを持ちまして、行政報告を終わります。</p>
○議	長	<p>日程第4 報告第1号「専決処分について(北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について)」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>説明を求めます。</p> <p>(原田営業課長挙手)</p>
○議	長	<p>営業課長。</p>
○原田営業課長		<p>ただいま上程されました、報告第1号「専決処分(北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について)」についてご説明申し上げます。</p> <p>この議案につきましては、令和4年4月1日付けで設立された上川中部福祉事務組合が、新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴う規約改正について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議を行いたい旨、令和4年4月25日付けで当該組合から依頼があったところですが、その議決期限が6月30日までとされており、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和4年5月30日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき本議会に報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>変更の内容につきましては、報告第1号参考資料、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>北海道市町村職員退職手当組合理約において、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合について定める別表の(2)一部事務組合及び広域連合の表の、上川管内の項中で、富良野広域連合の次に上川中部福祉事務組合を加えたいとするものです。</p> <p>附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものです。</p> <p>以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p>

		(なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。
		(なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、報告第1号は承認することに決しました。
○議	長	日程第5 報告第2号「専決処分について（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。
○議	長	説明を求めます。
		(原田営業課長挙手)
○議	長	営業課長。
○原田営業課長		ただいま上程されました、報告第2号「専決処分（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。 この議案につきましては、国家公務員においては、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる措置が明らかにされ、このうち育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項について、令和4年10月1日施行とされているところです。 本条例は、地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員との措置との権衡を踏まえることが求められていることに鑑み、国家公務員の措置に準じ、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため改正したいとするものですが、当該措置に係る地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が10月1日施行とされており、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和4年9月26日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき本議会に報告し、承認を求めます。 改正内容については、新旧対照表にてご説明しますので、報告第2号参考資料をご覧ください。

	<p>第2条につきましてはは育児休業をすることができない職員についての規定ですが、第3号アの（ア）に規定していた、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、子の出生後8週間以内の育児休業をしようとする場合には、子の誕生日から起算して57日と6週間を経過する日までと要件を緩和するもので、この改正により具体には、非常勤職員が子の出生の日から57日間以内に育児休業をする場合、従来は1歳6か月以降も継続して任用される見込みがなければ育児休業を取得できなかったものを8週間と6月を経過する日以降任用される見込みがある場合は取得が可能となるよう改正したいとするものです。</p> <p>第2条第3号イにつきましては、第2条の3において、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得要件を柔軟化することに伴う条文及び文言整理であります。</p> <p>第2条の3につきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業を柔軟化するため、1歳6か月までの期間の途中で夫婦交代での育児休業の取得及び特別な事情のある場合の柔軟な育児休業の取得を可能とするもの及びエとして民間と同様、非常勤職員に係る子の1歳以降の育児休業については取得回数を1回までとするよう要件を追加したいとするもの、第2条の4につきましては、第2条の3と同様に非常勤職員の子が2歳に達する日までの育児休業の取得要件を柔軟化する等のため同様の改正を行いたいとするものです。</p> <p>第3条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、第5号で規定していた再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の提出が不要となったことに伴い、これに関する規定を削除し、第6号以降の繰り上げを行うほか、第7号において任期を定めて採用された職員にも非常勤職員と同様の取り扱いをすることとするため、改正及び文言整理を行いたいとするものであります。</p> <p>第3条の2につきましては、育児休業法の改正に伴い、改正前の第2条の5に規程していた出産により職員が勤務しないことが相当である期間を文言整理の上、規定するものです。</p> <p>第10条につきましては、第3条第5号の育児休業等計画書に関する規定の削除に伴い、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めたいとするものです。</p> <p>最後に附則ですが、第1項で、この条例は、令和4年10月1日から施行することとし、第2項で、経過措置として、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する規定の適用については、従前の例によることとしたいとするものです。</p> <p>以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>○議 長 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>○議 長 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
--	---

○議	長	これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、報告第2号は承認することに決しました。
○議	長	日程第6 報告第3号「令和3年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。
○議	長	説明を求めます。 (阪本企業局長挙手)
○議	長	局長。
○阪本企業局長		ただいま上程されました、報告第3号「令和3年度決算に係る資金不足比率」についてご説明申し上げます。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定に基づき算出した資金不足比率について、同条第1項の規定により、別紙、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。 令和3年度決算における資金不足比率はマイナス105.5パーセントであり、資金不足の発生はなく、本比率は該当いたしません。 以上、報告第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第3号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第7 報告第4号「定期監査報告について」を議題といたします。

○議	長	説明を求めます。 (宮崎監査委員挙手)
○議	長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員		報告第4号「定期監査報告」についてご説明いたします。 地方自治法第199条第4項の規定による中空知広域水道企業団の定期監査を、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。 監査の対象は令和3年度の執行事務であり、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。 監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行又は管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、会計年度任用職員の時間外勤務手当において、算出誤りにより実際よりも少なく支給しているもの、郵便切手受払簿において、購入金額と受入簿の受入金額が一致していないものがありました。また、契約事務において、水道検針報告書の検針件数が検査調書と一致していないため、検針委託料を実際よりも少なく支出しているものがありました。 これらにつきましては、関係規程等に基づき適正な事務処理をされるよう、講評において指導いたしました。 以上で、報告第4号「定期監査報告」を終わります。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第4号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第8 報告第5号「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第5号は、報告済みといたします。

○議	長	<p>日程第9 認定第1号「令和3年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企	業 長	<p>令和3年度中空知広域水道企業団水道事業の決算をご認定いただくにあたり、決算書及び審査意見書を提出いたしました。審査に先立ちまして本事業決算の大綱をご説明申し上げます。</p> <p>本年度は、当企業団の水道事業経営の基本である「水道事業ビジョン」などの各種計画に基づき、水道事業者として地域の重要な生活インフラ、社会インフラの責務を担っている重大さを認識した中で事業を進めてまいりました。</p> <p>施設・設備等の更新事業につきましては、浄水場中央監視装置や沈殿池傾斜板更新工事などの施設の更新工事を行ったほか、各地区において36箇所、延べ7,050メートルに及ぶ配水管布設替工事を中心に事業を実施しました。</p> <p>また、令和3年8月には空知川の原水に強いカビ臭が発生しましたが、水道水への影響を最小限に食い止めるため、補正予算をご承認いただき、緊急に活性炭を増量するなどカビ臭除去に努めたところであります。</p> <p>本年度における給水収益につきましては、給水人口が減っている中、前年度に比べ約620万円の増加となりました。これは、家事用の使用量は減少したものの、供給単価の高い業務用の使用量が増えたことなど、要因の一つとして新型コロナウイルス感染症による影響があったものと考えております。依然として新型コロナウイルス感染症が収束しない中、水需要の予見が難しくなっている状況にありますが、引き続き住民の皆様へ安全で安心な水道水を安定供給できるよう努めてまいります。</p> <p>なお、給水収益の現年度分収納率につきましては、前年度の97.6パーセントを0.3ポイント上回る97.9パーセント、5月末現在での実質的な収納率で申しますと、前年度の99.5パーセントを0.1ポイント上回る99.6パーセントとなったところであります。</p> <p>それでは、はじめに、本年度における配水量についてですが、年間総配水量は705万2,339立方メートル、1日平均配水量は1万9,322立方メートルとなりました。</p> <p>また、有収水量につきましては、年間総有収水量は580万4,779立方メートル、前年に比べ7万503立方メートルの減少となりましたが、有収率は0.6ポイント増の82.3パーセントとなったところであります。</p> <p>次に、経理状況について申し上げますと、収益的収支では、収入16億558万円、支出14億946万円で、収支差引では1億9,612万円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金11億7,551万円と合わせた当年度未処分利益剰余金は13億7,163万円となったところであります。</p> <p>資本的収支では、収入8億7,809万円、支出17億6,399万円で、収支差引では8億8,590万円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填</p>

<p>○議長</p> <p>○阪本企業局長</p>	<p>いたしました。</p> <p>以上、令和3年度水道事業の決算大綱を申し上げましたが、今後におきましても経営の健全化を行うため一層努力し、水道事業者としての使命達成に努める所存であります。</p> <p>なお、決算の詳細につきましては、担当より説明させますので、慎重なご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(阪本企業局長挙手)</p> <p>局長。</p> <p>令和3年度中空知広域水道企業団水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。</p> <p>決算書の2ページ、3ページをお開き願います。決算報告書でございます。消費税及び地方消費税込みで記載しております。</p> <p>収益的収入及び支出の「収入」でございます。1款水道事業収益、決算額17億7,824万9,968円、執行率100.5パーセント、1項営業収益、執行率100.2パーセント、2項営業外収益、執行率103.6パーセント、3項特別利益の収入はございません。</p> <p>次に「支出」でございます。1款水道事業費用、決算額14億4,942万2,313円、執行率94.5パーセント、1項営業費用、執行率94.7パーセント、2項営業外費用、執行率92.1パーセント、3項特別損失、執行率23.3パーセント、4項予備費の支出はございません。</p> <p>4ページ、5ページをお開き願います。資本的収入及び支出の「収入」でございます。1款資本的収入、決算額8億7,808万6,014円、執行率93.4パーセント、1項企業債、執行率93.6パーセント、2項出資金、執行率100パーセント、3項国庫補助金の収入はございません。4項工事負担金、執行率73.7パーセント、5項分担金の収入はございません。</p> <p>次に「支出」でございます。1款資本的支出、決算額17億6,398万6,823円、執行率93.6パーセント、1項建設改良費、執行率92.6パーセント、2項企業債償還金、執行率100パーセント、3項予備費の支出はございません。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億8,590万809円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで補填いたしました。</p> <p>7ページをお開き願います。財務諸表の損益計算書でございます。1の営業収益ですが、(1)給水収益から(3)その他の営業収益までを合計いたしまして14億8,032万892円、2の営業費用では(1)議会及び監査費から(8)資産減耗費までを合計いたしまして13億6,320万5,427円、営業利益は1億1,711万5,465円となりました。3の営業外収益では、(1)受取利息から(4)雑収益までを合計いたしまして1億2,526万208円、4の営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費及び(2)雑支出を合計いたしまして4,617万6,102円となり、経常利益については1億9,619万9,571円となりました。5の特別損失については、過年度損益修正損が7万9,717円で、合わせて当年度純利益は1億9,611万9,854円となり、当年度未処分利益剰余金は13億7,162万7,261円となりました。</p>
---------------------------	---

続きまして8ページ、9ページをお開き願います。下の欄の剰余金処分計算書ですが、この数年、当年度純利益を全て未処分利益剰余金として処理してきたところでございますが、剰余金の使途を明確化したいため、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金に各6,800万を積立て、繰越未処分利益剰余金を11億6,762万7,261円といたしました。

次に10ページ、11ページをお開き願います。貸借対照表でございます。

まずは資産の部です。1の固定資産は合計で187億7,180万2,774円、2の流動資産は現金預金が18億8,214万8,283円で合計が20億1,391万4,181円となり資産合計で207億8,571万6,955円となりました。

続きまして負債の部でございます。3の固定負債は合計で43億7,892万2,382円、4の流動負債は合計で4億5,780万6,010円、5の繰延収益の合計は22億2,730万7,107円となり、負債合計で70億6,403万5,499円となりました。

続きまして資本の部です。6の資本金は71億8,097万4,467円、7の剰余金は資本剰余金が46億6,362万3,213円で利益剰余金が18億7,708万3,776円で合計が65億4,070万6,989円となり、資本合計は137億2,168万1,456円となりました。負債資本の合計で207億8,571万6,955円となったところでございます。

13ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書でございますが、こちらも所定の書式に基づき記載しておりますのでお目通し願います。

14ページをお開き願います。収益的収入及び支出明細については、消費税及び地方消費税抜きで、主なものをご説明いたします。

最初に「収入」でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益14億633万7,072円については、収納率は3月末で97.91パーセント、5月末で99.58パーセントとなり、5月末では末端給水が開始されてから最高の収納率となったところであります。2目受託工事収益、3目その他の営業収益については特段申し上げることはございません。

2項営業外収益についても、特段申し上げることはございません。

15ページに入りまして「支出」でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目議会及び監査費については、特段申し上げることはございません。

2目原水及び浄水費3億1,867万3,482円は浄水場の運転管理委託料及び維持管理費などでございます。

続きまして16ページにわたりますが、3目配水及び給水費9,850万9,345円は配水、給水管の修繕費及び各ポンプ場の維持管理費などでございます。

4目受託工事費については、特段申し上げることはございません。

続きまして17ページにわたりますが、5目業務費1億2,841万4,852円は水道料金の賦課徴収に係る人件費及びメーター検針委託料などでございます。

6目総係費6,052万957円は総務担当職員の人件費及び各営業所の使用に係る負担金などでございます。

18ページをお開き願います。7目減価償却費、8目資産減耗費については特段申し上げることはございません。

2項営業外費用、3項特別損失についても特段申し上げることはございません。

19ページに入りまして、資本的収入及び支出明細でございます。

1款資本的収入については特段申し上げることはございません。

	<p>続きまして20ページをお開き願います。「支出」でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費12億5,275万3,577円は浄水場施設の中央監視装置等更新及び配水管の布設替えなどの工事費でございます。なお、工事内容につきましては33ページから35ページに記載しております。</p> <p>2目量水器費、3目固定資産取得費については特段申し上げることはございません。</p> <p>21ページに入りまして、2項1目企業債償還金についても特段申し上げることはございません。</p> <p>23ページ以降については、明細書及び事業報告などを記載いたしておりますので、いずれもお目通し願います。</p> <p>以上、令和3年度決算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
○議 長	<p>次に監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。</p> <p>(宮崎監査委員挙手)</p>
○議 長	<p>宮崎監査委員。</p>
○宮崎監査委員	<p>地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました、令和3年度の中空知広域水道企業団の水道事業会計の決算につきまして、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して審査を行いましたので、お手元の決算審査意見書によりご報告申し上げます。</p> <p>審査の対象は、令和3年度水道事業会計の決算及び決算関係書類についてであります。</p> <p>審査の期間、審査の着眼点及び実施内容は、記載のとおりでありますのでお目通し願います。</p> <p>審査の結果につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と照合の結果は符合しており、かつ、予算は適正に執行され、いずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。</p> <p>審査意見でございますが、決算をみますと、損益計算書において、収益合計額は前年度と比較して9万円、0.0パーセント減の16億558万1,000円、費用合計額は前年度と比較して4,962万3,000円、3.6パーセント増の14億946万1,000円で、収支は前年度と比較して4,971万3,000円、20.2パーセント減の1億9,612万円の純利益となったところであります。</p> <p>資金の状況につきましては、業務活動で6億5,468万8,000円の資金が生じ、設備投資や企業債を償還したのち、前年度と比較して資金が1億329万円減少し、期末残高は18億8,214万8,000円となりましたが、短期債務に対する支払能力を表す流動比率が439.9パーセントと前年度365.6パーセントに対し74.3パーセント改善され、100パーセントを上回っている状態が続いていることから、引き続き安定的な資金運営に努めていただきたい。</p> <p>収入の根幹をなす給水収益をみますと、給水人口の減少が続く中、供給単価の高い業務用の増加、前年度水道料金のうち3月分が料金引き上げ前の料金の適用となっていることなどから、前年度と比較して566万5,000円増の14億633万7,000円となっております。また、営業費用が営業収益によってどの程度賄</p>

		<p>われているかを示す営業収支比率につきましては、前年度に引き続き100パーセントを上回り、108.6パーセントとなっております。有収率につきましては、前年度と比較して0.6ポイント増の82.3パーセントとなっておりますが、引き続き状況の改善に努めていただきたい。</p> <p>企業債の令和3年度末残高は46億7,785万5,000円で、前年度と比較して5億9,977万1,000円の増、企業債元金の償還額は2億6,772万9,000円で、前年度と比較して4,032万1,000円の増となったところであり、財務分析による企業債元金償還額対減価償却費比率も38.3パーセントと、前年度と比較して5.9ポイント増加していますが、当年度の減価償却費で償還できる状態となっております。</p> <p>今後も給水人口の減少が見込まれる中、老朽化した水道施設や設備、管路などの更新に伴う費用の増加などが続くと考えられますが、計画的な経営の効率化と健全な財政運営に努められ、引き続き安全で安心な水道水の安定供給に取り組まれることを期待するものであります。</p> <p>なお、審査の概要であります。2ページには業務の実績、3・4ページには予算の執行状況、5ページから7ページには経営成績、8ページから10ページには財政状態、11ページには建設投資について記載しておりますのでお目通し願います。</p> <p>また、12ページ以降につきましては、損益計算、資本的収支、貸借対照表の前年度比較表を参考資料として記載しておりますので、お目通しを願いまして説明は省略させていただきます。</p> <p>以上で、決算審査報告を終わります。数字等の読み違いなどございましたら、配付をさせていただいております審査意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、認定第1号の認定について採決いたします。</p>
○議	長	<p>本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

○議	長 ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。
○議	長 以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。
○議	長 これをもちまして、令和4年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会午前10時38分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員